

香川県広域水道企業団条例第2号

香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び10項を加える。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

- 4 令和14年3月31日までの間、企業長は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下次項及び附則第8項において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - （1） 第2条の規定により退職した者
 - （2） 第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - （3） 第13条の規定により採用された者のうち、法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - （4） 25年以上勤続して退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - （5） 25年以上勤続して退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、この項又は附則第8項の規定による採用をされたことがある者
- 5 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 6 暫定再任用職員等（附則第4項又は第8項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員等の当該更新直前の任期における勤務実績が、勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 7 企業長は、暫定再任用職員等の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員等の同意を得なければならない。
- 8 令和14年3月31日までの間、企業長は、法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年をいう。附則第13項において同じ。）に達している者（第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 9 前項の場合においては、附則第5項から第7項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）
- 10 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第4項から前項までの規定が適用される間における各年の4月1日をいう。以下この項から附則第12項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年が基準日の前日における定年を超える職とする。
 - （1） 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
 - （2） 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）
- 11 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該

職に係る定年に達している者とする。

- 12 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第10項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 13 企業長は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における定年相当年齢が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、第13条の規定により採用することができず、原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、企業長が定める。